

## プラスチック分別回収事業の実施について

### 1 趣旨

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、区市町村は「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、及び分別収集物の再商品化（リサイクル）に必要な措置を講ずるよう努めること」が定められた。

本区では昨年度、分別回収モデル事業を実施し、協力いただいた地域住民からは分別回収に対して前向きな意見等をいただいた。このことから、可燃ごみの約15%を占める「プラスチック」を「資源」として回収し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の実現を目指すため、プラスチック分別回収事業を実施する。

### 2 事業概要

#### (1) 実施区域

区内全域

#### (2) 回収対象

プラスチック製容器包装、及び全てプラスチックでできたプラスチック製品

#### (3) 回収方法

委託

#### (4) 資源化方法

日本容器包装リサイクル協会への再商品化委託

#### (5) 今後のスケジュール（予定）

令和5年度 実施方針決定

令和6年度 区民周知

令和7年度 事業実施（4月を目途とする。ただし、車両調達等の影響により、実施時期は変動の可能性あり。）